10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

経済制裁・腐敗防止条項：拠点がなくても、規制は届く

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月26日

一　この条項は何をしているのか

1　どちらも、日本法だけでは終わらない

別稿（輸出管理条項）で、米国の再輸出規制が日本企業にも及ぶことを見ました。制裁と腐敗防止にも、同じ構造があります。

経済制裁では、米国の制裁は米国人・米国企業等による取引を禁止するのが基本ですが、米国人・米国企業等以外であっても、米国人・米国企業等にそのような取引をさせる行為も禁止の対象とされています（注1）。日本の金融機関が制裁対象者・制裁対象地域に対して米国のコルレス銀行を介して米ドル建ての送金を行う場合には、米国企業に禁止行為をさせるものとして制裁違反となる可能性があります（注1）。

さらに、イラン制裁やロシア制裁を含む一部の制裁プログラムには、**一定の場合に、米国人・米国企業や米国原産品・技術が関係せず米国外で行われる取引を直接制裁対象にするもの**があり、一般に二次制裁と呼ばれます（注1）。そのため、米国に拠点を持たない日本企業であっても、米国による経済制裁の適用が問題となる場面があり得ます（注1）。

腐敗防止も同じです。日本の不正競争防止法18条1項は、何人も外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせることなどを目的として、金銭その他の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をしてはならない、と定めています（注2）。罰則は10年以下の拘禁刑もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科で、法人に対しては10億円以下の罰金刑が科されます（注3）。

2　自分がやらなくても、責任を負う

この条項が本当に備えているのは、第三者の行為です。

米国FCPAでは、エージェントやコンサルタント等の第三者を介した贈賄のケースは多く、**第三者による贈賄行為について実際の認識はなかったとしても、第三者を起用した企業が米国FCPA違反の責任を問われる可能性があります**（注4）。

自社の社内規程では届かない相手を、契約で縛ることになります。

二　この条項に何を書くかは、指針が示している

経済産業省の外国公務員贈賄防止指針は、エージェント等の第三者を利用する場合に契約条項へ織り込むべき事項を列挙しています。

> ○ 契約条項には、例えば、以下の条項を織り込むこと。
> – エージェント等の第三者による贈収賄防止法令の遵守等に関する表明保証・誓約
> – エージェント等の第三者に対する調査・監査権限
> – 公務員との接触や、贈賄要求等の一定の事象が生じた場合の報告義務
> – 請求書等の資料・情報提供義務違反、取引等の記録保存義務違反、表明保証違反、誓約違反が認められた場合の解除権・損害賠償請求権等（注5）

表明・調査・報告・解除の4つです。別稿（反社条項の構造）で見た反社条項と同じく、表明で入口を固め、解除で出口を確保する形です。違うのは、その間に調査と報告が入ることです。

指針は、この前後に次のことも書いています。契約締結前の確認手続として表明保証および誓約とデュー・デリジェンスを、契約期間中等の手続として監査、資料要求、無催告解除や支払停止を定めること（注5）。デュー・デリジェンスでは、第三者の所在国や取引が行われる国、外国公務員等との接点や関係性、第三者の贈賄防止に係る社内規程の整備・遵守状況などを調査項目とすること（注5）。そして、**委託業務を明確化した上で、委託業務の内容に比して支払う金額が合理的な金額であることを確認すること**（注5）。

最後の1つが、条項に落ちにくい部分です。三の3で戻ります。

三　よくある条項例と、その問題点

1　英文契約から入ってくる

日本語の契約書に現れるこの条項は、英文契約の翻訳であることが多くあります。表明保証条項の例は、次のとおりです。

> [Agent/Consultant] represents and warrants that none of its principals, shareholders, directors, officers, or employees (the “Relevant Persons”) is an official, agent, employee, or representative of any government, (or any department, agency, or instrumentality thereof), or any public international organization, public party, or public candidate, nor is any Relevant Person a close relative of any such official, agent, employee, or representative.（注6）

この条項の趣旨は2つです。第三者に、①その株主や役職員等が政府等の関係者でないこと、また外国公務員等の親戚等でもないこと、②第三者が米国FCPAの内容を理解しておりこれまでに米国FCPA違反はないことを表明保証させることが重要です（注7）。

「親戚等でもないこと」まで書くのが、この条項の特徴です。反社条項が属性を問うのと似ていますが、こちらは**関係先の身分**を問うています。

続けて、誓約にあたる条項が置かれています。

> [Agent/Consultant] undertakes to understand the policy of [Company] in order to comply with all applicable anti-corruption laws, including, but not limited to, the FCPA, and shall comply with all applicable anti-corruption laws and the [Company]’s policy, in the performance of its obligations under this [Agreement].（注8）

2 「適用あるすべての制裁法令を遵守する」では動けない

上の誓約条項も、後半は「all applicable anti-corruption laws」を遵守するという形です。この書き方だけで終わっている契約書が多くあります。

別稿（輸出管理条項）で見たとおり、包括的な法令遵守条項は、法令遵守は当然のことであり、法令遵守のために当事者の行うべき具体的内容や義務が入らないと意味がありません（注9）。制裁・腐敗防止でも同じです。

上の誓約条項が効いているのは、前半の「自社のポリシーを理解し、それを遵守する」の部分です。遵守の対象が具体化されているからです。

3 金額の合理性は、条項で担保しにくい

二で見たとおり、指針は支払金額の合理性の確認を求めています（注5）。エージェント等によって提供されるサービスの内容が不明確であると贈賄の疑いを生じさせるので、そのようなリスクを防ぐために、契約書において委託業務の内容を特定すべきです（注7）。

委託業務の特定は、条項でできます。しかし金額が業務内容に比して合理的かどうかは、条項を置いても判断が残ります。ここは契約審査の外、起用の判断の側で処理することになります。

4 どの国のリストを見るのか

制裁の側では、確認すべき対象が動きます。OFACは制裁プログラムのコンプライアンスのためにガイドラインを公表しており、経済制裁に関するコンプライアンス・プログラムの策定・実施・定期的な更新を通じ、リスクベースのアプローチでのプログラムを採用することが推奨されています（注10）。

その5つの要素は、①経営陣のコミットメント、②リスクアセスメント、③内部統制、④テストと監査、⑤トレーニングです（注10）。トレーニングは従業員だけでなく、必要に応じてクライアント、サプライヤー、ビジネスパートナー、取引先等のステークホルダーにも提供されるべきです（注10）。

取引先を巻き込むことが、はじめから想定されています。条項に調査協力義務を置く根拠は、ここにもあります。

もっとも、金融機関以外の中小規模の日本企業が大規模な米国企業と同じレベルのOFACコンプライアンスを行うことは容易でなく、実際のコンプライアンス体制の構築にあたっては、事業の性質、事業の規模、事業の地理的範囲等を踏まえながらリスクベースアプローチで対応することも必要になると考えられます（注11）。

四　改善例

1 チェックポイントで点検する

契約書上の手当ては、次の6項目です（注12）。

何を書くか	二の指針の部品との対応
委託する業務の内容を特定する	支払金額の合理性を判断する前提
政府関係者等でないこと、FCPA違反がないこと等を表明保証させる	表明保証
FCPA違反行為をしないこと、コンプライアンス体制の理解・遵守等を誓約させる	誓約
自社に第三者に対する調査・監督の権限を与える	調査・監査権限
第三者にコンプライアンスに関する誓約書の提出義務を課す	継続的な遵守の確認（事象が起きたときの報告義務とは別に定める）
上記条項違反がある場合の、自社の解除権や損害賠償請求権を規定する	解除権・損害賠償請求権

指針の4部品と、ほぼそのまま対応します。日本の指針と米国法の実務が同じ形に落ち着いているということです。

2　誓約書を毎年出させる

継続的なモニタリングの方法としては、契約期間中に第三者から毎年コンプライアンスに関する誓約書を提出させることが考えられます（注13）。

表明保証は契約時点のものです。別稿（反社条項の構造）で見た「表明が契約締結時のものにとどまる」という問題と同じで、こちらは**毎年の誓約書**という形で解いています。

3　制裁対象になったときに即時に抜ける

制裁リストは追加されます。**リストに載ったこと自体を解除事由にしておく必要があります。**契約時点では制裁対象でなかった相手が、後から指定されることがあるからです。

五　書き分けの分岐：取引の地理的範囲による

	国内で完結する取引	海外との取引・海外での事業
腐敗防止	条項を置く実益は小さい	エージェントを起用するなら必須
制裁	同上	米ドル建ての送金の有無に加え、取引国・相手方が二次制裁の対象になりうるかを見る（注1）
調査・監査権限	過剰になりやすい	期間中の権限として置く
誓約書の提出	求めない	年次で求める

海外との取引の中でも、条項が要るかどうかを分けるのは、間に第三者が入るかどうかです。自社の役職員だけで完結する取引なら社内規程で足り、エージェント・コンサルタント・代理店が入るところから条項が要ります。

六　まとめ

	反社条項	制裁・腐敗防止条項
何を問うか	相手方の属性	関係先の身分と、相手方の行為
根拠	政府指針と暴排条例	政府指針と各国法令（注5・注2）
部品	表明・禁止行為・解除・損害賠償	表明保証・誓約・調査監査・報告・解除（注5・注12）
更新	将来にわたる確約	年次の誓約書（注13）
域外性	ない	拠点がなくても及ぶ（注1）

右の列だけにある特徴は、更新と域外性です。規制も相手方の状況も動くので、契約時点の表明だけでは足りません。

輸出管理は別稿（輸出管理条項）が、反社条項は別稿（反社条項の構造）が扱います。制裁・輸出管理・経済安全保障の法令そのものは、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）大川信太郎『企業法務のための経済安全保障入門』（中央経済社、2023）108頁
（注2）不正競争防止法18条1項
（注3）同21条4項4号・22条1項1号
（注4）石原坦『英文契約書レビューに役立つ アメリカ契約実務の基礎』（第一法規、2018）109頁
（注5）経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」（平成16年5月26日、最終改訂 令和6年2月）14頁
（注6）前掲注4・110頁の Sample Clause（表明保証条項の条項例）
（注7）前掲注4・110頁
（注8）前掲注4・110〜111頁の Sample Clause（誓約条項の条項例）
（注9）滝川宜信『取引基本契約書の作成と審査の実務〔第6版〕』（民事法研究会、2019）228頁
（注10）前掲注1・116頁
（注11）前掲注1・117頁
（注12）前掲注4・111頁の「契約書上のチェックポイント」
（注13）前掲注4・111頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/seisai-fuhaiboshi-joko/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「経済制裁・腐敗防止条項：拠点がなくても、規制は届く」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月26日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。